

＼富田林市こどもの権利条例の制定のために／

市民 WEB アンケート調査 ご協力のおねがい

市民の皆様におかれましては、日頃から富田林市の行政にご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

富田林市では、市全体で「こどもの権利」を理解・尊重し、こどもの最善の利益を図りながら、こども一人ひとりの成長を促進する社会の実現に向けて、「富田林市こどもの権利条例」の制定をめざしています。

条例制定にあたっては、こどもや市民、関係機関の皆様の声を幅広くお聴きし、その声を反映することが重要であることから、このたび、アンケート調査を実施します。

調査の対象として、9月1日現在で、18歳以上の市民5,000名を無作為に抽出し、回答をお願いしています。回答者が特定されることはありません。

皆様の声や思いが富田林市を良くしていきます。ご理解ご協力のほどお願い申し上げます。

令和6年10月

富田林市

▶ご回答にあたって

○パソコンまたはスマートフォン、タブレットなどから下記アンケート回答先にアクセスし、アンケートにお答えください。

○回答は、設問ごとの説明にしたがって、あてはまる番号を選択してください。

○「その他」を選択したときは、()に具体的な内容を記入してください。

○紙での回答を希望される場合は、お問合せにご連絡ください。

○やさしい日本語・ベトナム語・英語で作成した調査票を希望される人は、お問合せにご連絡ください。

○If you would like the survey in English or Simple Japanese, or you have any questions, please feel free to contact us. (k-seisaku@city.tondabayashi.lg.jp)

○Nếu bạn muốn một bản khảo sát được chuẩn bị bằng tiếng Nhật đơn giản, tiếng Việt hoặc tiếng Anh, vui lòng liên hệ với chúng tôi. (k-seisaku@city.tondabayashi.lg.jp)

○ご不明な点がございましたら、お問合せにご連絡ください。

※「こども」の記載について……子どもの権利条約では、通常、「子ども」と表記していますが、こども基本法では「こども」で表記されています。今回の調査では「こども」で表記させていただきます。

お問合せ

富田林市こども未来部こども政策課 富田林市常盤町1番1号 市役所4階

TEL：0721-25-1000（内線291）

FAX：0721-24-8976

MAIL：k-seisaku@city.tondabayashi.lg.jp

1. 男性 2. 女性 3. その他（どちらともいえない、わからない、答えたくない など）

1. 18~29歳	3. 40~49歳	5. 60~69歳
2. 30~39歳	4. 50~59歳	6. 70歳以上

このアンケートで「こども」「お子さん」は0歳から18歳未満でお答えください。

1. 妊娠中	6. 近所のこども
2. 自分のこども	7. スポーツ・文化活動団体のこども
3. 自分の孫	8. 仕事で関わるこども
4. 自分のきょうだい	9. その他（ ）
5. 親戚や友人のこども	10. 特にいない

1. くわしく知っている 3. 聞いたことがある

2. 知っている 4. 聞いたことはない

問5 「こどもの権利」には、次のようなものがあります。あなたが知っている「こどもの権利」を選択肢の中から選んでください。(あてはまるすべてに○)

1. どんな理由でも差別されないこと (差別の禁止)
2. 悪口を言われたり、仲間はずれにされたりしないこと (いじめをふくむ暴力や差別の禁止)
3. 命が守られ、成長できること (生存・発達の権利)
4. こどもにとって、一番よいことは何かを考えてくれること (こどもの最善の利益の追求)
5. 自分の意見を自由に言えること、大人に意見をきいてもらえること (こどもの意見の尊重)
6. たたかれたり、ひどい目にあわされたりしないこと (暴力からの保護)
7. 心や体が十分に成長する教育を受けること (教育を受ける権利)
8. 休んだり、遊んだりすること (休む・遊ぶ権利)
9. 自由に考え、思い、選ぶこと (思想・良心の自由)
10. 多くの家事をさせられたり、体についていやなことをされたりするなど、人から利用されないこと (あらゆるさくしゅからの保護)
11. こどもの権利について学べること (こどもの権利を知る権利)
12. 特に知っている権利はない
13. その他 ()

問6 あなたやあなたの周りで、守られていないと思う「こどもの権利」を選んでください。(あてはまるすべてに○)

1. どんな理由でも差別されないこと (差別の禁止)
2. 悪口を言われたり、仲間はずれにされたりしないこと (いじめをふくむ暴力や差別の禁止)
3. 命が守られ、成長できること (生存・発達の権利)
4. こどもにとって、一番よいことは何かを考えてくれること (こどもの最善の利益の追求)
5. 自分の意見を自由に言えること、大人に意見をきいてもらえること (こどもの意見の尊重)
6. たたかれたり、ひどい目にあわされたりしないこと (暴力からの保護)
7. 心や体が十分に成長する教育を受けること (教育を受ける権利)
8. 休んだり、遊んだりすること (休む・遊ぶ権利)
9. 自由に考え、思い、選ぶこと (思想・良心の自由)
10. 多くの家事をさせられたり、体についていやなことをされたりするなど、人から利用されないこと (あらゆるさくしゅからの保護)
11. こどもの権利について学べること (こどもの権利を知る権利)
12. 特に守られていない権利はない
13. その他 ()

問7 「こどもの権利」と聞いて、思い浮かべるイメージを教えてください。(1つに○)

1. 人間らしく生きるために必要なもの
2. 大人と同じく認められるもの
3. 成長するにあたり役立つもの
4. イメージが浮かばない、わからない
5. その他 ()

問8 あなたは、普段こどもたちの意見を聞いて大事に扱っていると思いますか。(1つに○)

- | | |
|----------------|------------------|
| 1. とても大事に扱っている | 4. 大事に扱っていない |
| 2. 大事に扱っている | 5. まったく大事に扱っていない |
| 3. どちらとも言えない | |

問9 問8に回答した理由を教えてください。(あてはまるすべてに○)

1. こどもに関わることは、大人は積極的にこどもの意見に耳を傾ける必要がある
2. 基本的には大人が決めることではあるが、こども自身に関わることは意見を聞いた方がよい
3. 内容によってはこどもに意見を聞かない方がよい
4. こどもに意見を求めると、こどもがわがままや生意気になる
5. こどもに意見を聞く余裕がない
6. その他 ()

問10 あなたは、こどもたちが家庭でもっとこうなったらいいと思うことや、あったらいいと思うサポートは何だと思いますか。(あてはまるすべてに○)

1. 家族に仲良くしてほしい
2. 親にもっと家にいてほしい
3. 親にもっと自分の話を聞いてほしい
4. 勉強へのプレッシャーをあまりかけないでほしい
5. お金の心配をせずに暮らすための経済的なサポート
6. そうじをしたり、ご飯をつくってくれる人が来てくれる家事のサポート
7. 家のことについて内緒で相談できる場所があること
8. 家族が暴力をふるわないようになるためのカウンセリングやプログラム（暴力をふせぐサポート）
9. その他 ()
10. 特になし

問11 あなたは、こどもたちが学校生活のなかで、もっとこうなったらいいなと思っていることは、

何だと思いますか。(あてはまるすべてに○)

1. 遊びの時間を増やす
2. スポーツ活動を増やす
3. 音楽や美術など芸術科目を増やす
4. 先生がもっと生徒の意見を聞いてくれるようになる
5. もっと少人数制のクラスにする
6. もっと将来の役に立つ授業にする
7. 授業を減らす
8. 補習を増やす
9. 宿題を減らす
10. 厳しい決まり事を減らす
11. より良い校則にする
12. より良い校舎にする
13. いじめをなくす
14. 「こどもの権利」についてもっと教える
15. 生徒の家庭についてもサポートをする
16. 障がいのある子もない子もいっしょに勉強できるようにする
17. その他（ ）
18. 特になし

問12 あなたは、こどもたちが富田林市について、もっとこうなったらいいなと思うことは何だと思いますか。(あてはまるすべてに○)

1. 電灯などを増やし、夜も安心して歩けるようにする
2. 道路などで事故にあいそうな場所を減らす
3. 暴力や犯罪をふせぎ、安心してすごせるようにする
4. 公園や遊ぶ場所を増やす
5. スポーツができるところを増やす
6. 図書館や芸術に触れられるところを増やす
7. こどもが参加できる活動やプログラムを増やす
8. 学童保育を受けられるようにする
9. 友達と遊ぶ・勉強する場所を増やす
10. 家や学校にいたくない時に過ごせる場所を増やす
11. 参加したり、見たりできる地域のお祭りや行事を増やす
12. その他（ ）
13. 特になし

問13 あなたは、こどもたちが、放課後や休日に、こどもにとって居場所だと感じられる、落ち着いて居心地よくいられる場所はどこだと思いますか。(あてはまるすべてに○)

1. 自分の部屋
2. 自分の部屋以外（リビングなど）
3. おじいちゃんおばあちゃんや親せきの家
4. 友達や近所の人の家
5. 学校の教室
6. 学校の教室以外の場所（保健室・図書室など）
7. 塾や習い事
8. 学童クラブやクラブ活動
9. こども食堂や青年団など地域の居場所
10. 公園などの屋外
11. ショッピングセンターやファストフードなどの店
12. インターネットや SNS を通じたゲームや交流の場
13. 市の施設（児童館、Topic、TONPAL など）
14. その他（ ）
15. 特になし

問14 あなたは、「こどもの権利」を守るために、どんな仕組みがあると良いと思いますか。(あてはまるすべてに○)

1. こどもたちに「こどもの権利」について、もっと学校などで教える
2. 大人たちに「こどもの権利」について、もっと伝える
3. こどもが困ったときに誰にも知られず相談に行くことができる場所が近くにある
4. 困ったときに電話、SNS、メールなどで相談できるところがある
5. 気軽に遊びに行けて、話を聞いてくれる場所が近くにある
6. 「こどもの権利」が守られているかを見張り、国に提案できる人がいる
7. あなたの住む地域に、こどもが意見を言える制度がある
8. こどもが困ったことや大人に伝えたいことを、伝えるサポートをしてくれる人がいる
9. その他（ ）
10. わからない
11. 特になし

問15 こどもに関する次の相談対象のうち、あなたが知っていたり、利用したりしたことがあるものはどこですか。(○はそれぞれ1つ)

	利用したことがある	名前は知っている	知らない
① 市役所の子育て支援総合窓口 (こども・子育て応援センター)	1	2	3
② 学校のスクールカウンセラー	1	2	3
③ 学校のスクールソーシャルワーカー	1	2	3
④ 児童相談所虐待対応ダイヤル 「189」(いちはやく)	1	2	3
⑤ 24時間子供SOSダイヤル	1	2	3
⑥ こどもの人権110番(法務局)	1	2	3
⑦ 社会福祉協議会のコミュニティソーシャル ワーカー(CSW)	1	2	3
⑧ 民生委員・児童委員	1	2	3
⑨ 子ども何でも相談(大阪弁護士会)	1	2	3
⑩ 児童館・保育所などの園庭開放・保健セン ターなどの相談窓口	1	2	3
⑪ その他()	1	2	

問16 今後、富田林市が「こどもの権利条例」の制定に向けた取組を進めていくにあたり、大人に向けてどのような周知・啓発をしていくことが効果的だと思いますか。(1つに○)

- | | |
|-------------------|-----------------------------|
| 1. 広報誌への記事掲載 | 4. 市の公共施設や保育所・学校などを通じたチラシ配布 |
| 2. 市公式 SNS での情報発信 | 5. 関連イベントやシンポジウムの開催 |
| 3. 市ウェブサイトへの掲載 | 6. その他() |

問17 最後に「富田林市こどもの権利条例」の制定に向けてご意見をご記入ください。(自由記述)

【最後の画面】

アンケートに回答いただきありがとうございます。

皆様のご意見を反映させていただきます。

皆様が、「こどもの権利」を知る、そして興味をもつきっかけになればうれしいです。

「こどもの権利条例」制定に向けた取り組みについてもっと知りたい方は、市ウェブサイト

(<https://www.city.tondabayashi.lg.jp/site/kodomomannaka/109772.html>)

をご覧ください。